

殿

多摩市長 阿部 裕行

道路施設等アダプト認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました、道路施設等管理アダプト申請につきましては、多摩市道路施設等の管理に係るアダプト（里親）制度実施要綱第3条の規定に基づき下記の実施区域のアダプトとして認定します。

つきましては、同要綱第4条の規定に基づき、道路施設等アダプト合意書（第4号様式）の取り交わしをお願いします。

記

1 実施団体が管理する道路施設等（住所及び路線名）
多摩市 市道 ー 線

2 道路施設等の認定期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 その他
更新手続きについては、年度末とする。但し、アダプトの取消し及び内容変更が無い場合は継続するものとし、アダプト認定の有効期間を1年ごとに延長する。